

店頭デリバティブ市場における取引情報蓄積機関
および関係当局のための考慮事項 (案)¹

1. 法的枠組み

取引情報蓄積機関は、全ての関係法域において、その活動の各側面のための、確固とした、透明で執行可能な法的根拠を持つべきである。

- 取引情報蓄積機関は、適用される法規制が取引情報蓄積機関の規則、手続および契約上の取極めを明確に支えるような形で、明確に規定された法的枠組みの中で業務を行うべきである。取引情報蓄積機関、その所有者、参加者、取引情報蓄積機関から入手した取引情報を利用する第三者の、すべての権利義務が、明確に規定されるべきである。
- 取引情報蓄積機関の規則、手続および契約上の取極めは、明確に規定され、首尾一貫し、参加者や公衆にとって容易に入手可能なものであるべきである。
- 取引情報蓄積機関の規則、手続および契約上の取極めは、アクセス権限、サービス水準、運行上の信頼性、秘密情報の保護、知的所有権について、高い確実性を提供するものであるべきである。
- 取引情報蓄積機関の規則、手続および契約上の取極めは、取引情報蓄積機関に保管されている記録の法的な位置付け（公証機能を含む）を明確にするものであるべきである（例えば、記録が原契約の確定証拠となるか否か）。
- 取引情報蓄積機関は、法の抵触を生じ得る要因を特定すべきである（例えば、取引情報蓄積機関設立の根拠となる法と、記録されている商品に適用される法の間での抵触）。法制度は、抵触法上の決定を明確に支えるものであるべきである。
- 取引情報蓄積機関の規則、手続および契約上の取極めは、法制度が取引情報蓄積機関の紛争解決をどのように図っているかを説明するものであるべきである（例えば、参加者が取引情報蓄積機関に記録されている契約の有効性に異議をとなえるための標準手続が存在するか）。
- 取引情報蓄積機関の規則、手続および契約上の取極めは、いかなる状況においても、その他の面で有効な契約が、取引情報蓄積機関における記録過程で無効にされることはないことを確保するものであるべきである。

¹ (日本銀行注) 市中協議報告書第3章を訳出。

- 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積機関または関連会社が提供し得る周辺業務にかかる法的リスクから、取引情報蓄積機関の記録管理機能を保護するために、そうしたリスクを特定し、低減すべきである。

2. 市場の透明性およびデータの入手可能性

取引情報蓄積機関は、関係当局および公衆がそれぞれの情報ニーズに沿う形でデータを入手できるようにすることで、市場の透明性に寄与すべきである。

- 取引情報蓄積機関は店頭デリバティブ市場の透明性向上において中心的な役割を果たすため、取引情報蓄積機関に記録されているデータが、監督当局によって実効的にアクセス可能で、かつ公衆によって入手可能であることは、本「考慮事項」の重要な要素である。
- すべての取引情報蓄積機関は、最低限、取引残高および取引件数に関する合算データを定期的に公表し、可能な範囲で、地域別内訳および通貨別内訳を示すべきである。取引情報蓄積機関を管轄する当局（例えば、取引情報蓄積機関の所在国の当局）は、適切とみられる場合に、関連法の許容する範囲内で、取引情報蓄積機関に対してより多くのデータを公表するよう要求する能力を持つべきである。
- 関係当局は、市場インフラのオーバーサイト、個別市場参加者の監督、金融の安定、市場の健全性などのそれぞれの責務を果たすために、個別市場参加者に関するデータを含め、取引情報蓄積機関に記録されたデータにアクセスを有すべきである。
- 関係法域における情報保護または法的な障害により、取引情報蓄積機関が国内外の関係当局にデータを提供する能力が制限されている場合、取引情報蓄積機関は、当局に対してそうした制約を明確にすべきである。また、取引情報蓄積機関は、データに対する当局の具体的なニーズがある場合、関係当局とともにデータ共有にかかる制約の解消に取り組むためのプロセスを備えるべきである。関係当局は、当局間で同様のプロセスを備えるべきである。
- 取引情報蓄積機関が記録し、関係当局に報告する取引情報の種類や精度は、確立された当局の期待や業界の慣行に沿うものであるべきである。
- 複数の取引情報蓄積機関や、類似の集中的記録管理機能を有する市場インフラの情報を、関係当局が横断的に合算・比較することを容易にするため、取引情報蓄積機関は、共通かつ容易にアクセス可能な形式で取引情報を報告す

ることが期待されるべきである。

- 取引情報蓄積機関は、記録されている関連取引情報をタイムリーかつ実効的な形で利用できるようにすることで、取引情報蓄積機関に参加する市場参加者の財務破綻（破産など）の際に、関係当局やその他関係者が手続を採り得るように、また円滑に進められるようにする手順を備えているべきである。

3. 運行面の信頼性

取引情報蓄積機関は、オペレーショナル・リスクの源を特定し、適切なシステム、管理、手続の整備を通じてこれを最小化すべきである。システムは、信頼性が高く安全で、かつ適切で十分な処理能力を持つべきである。運行のタイムリーな復旧が可能となるように、業務継続計画およびバックアップ設備が確立されるべきである。

- 運行面の信頼性、特に業務継続は、取引情報蓄積機関にとって中核的な要件の一つである。
- 取引情報蓄積機関に記録された取引情報は、取引情報蓄積機関の参加者、関係当局、他の市場インフラ（例えば清算機関）、サービス提供主体など、様々な関係主体にとって重要な役割を果たしている可能性があるため、常に利用可能であることが重要である。
- 取引情報蓄積機関は、対象としている店頭デリバティブのアセットクラスにおけるすべての取引を記録できる能力を含め、既存および計画中の業務を行うために十分な、運行面および財務面の能力を備えているべきである。
- 店頭デリバティブ市場において中心的なサービスを提供していることを踏まえると、取引情報蓄積機関は、障害発生後に全てのデータのタイムリーな復元を可能とする、強固な業務継続計画を備えているべきである。取引情報蓄積機関の目標復旧時間は、提供するサービスに応じたものであるべきであり、その結果、運行復旧およびデータ復元は日中に行われる必要があるかもしれない。
- 運行手続の点検、更新および訓練が頻繁に行われるべきである。
- 取引情報蓄積機関は、関係当局、参加者、リンクしている市場インフラやサービス提供主体との連絡手続を含む、明確に規定された危機管理手続を持つべきである。
- 取引情報蓄積機関が記録管理機能以外の業務を行っている、または行うこと

を検討している場合、取引情報蓄積機関は、当該業務を実効的に行うための十分な資源を有していること、またこうした別の業務が中核機能である記録管理の運行上の信頼性に悪影響を及ぼさないことを確保すべきである。

4. ガバナンス

取引情報蓄積機関のガバナンスの取極めは、公益の要請を満たし、所有者や参加者の目的をサポートするように、明確かつ透明であるべきである。特に、これらの取極めは市場における取引情報蓄積機関の固有の役割および責務を踏まえたものであるべきである。

- 対象となる市場において取引情報蓄積機関が中心的な役割を果たしていること（一つの取引情報蓄積機関が、当該市場において記録管理サービスを提供する唯一の主体となり得る）は、実効的なガバナンスの取極めの必要性を強調するものである。もっとも、実効的なガバナンスの取極めは、取引情報蓄積サービスの提供主体が多数存在する市場においても同様に重要である。
- 取引情報蓄積機関のガバナンスの取極めは、実効的なリスク管理と強固かつ頑健な運行をサポートするものであるべきである。ガバナンスの取極めは、金融市場において取引情報蓄積機関が果たす重要な役割を認識し、意思決定プロセスは、取引情報蓄積機関のシステミックな重要性および関連する公益を適切に考慮するものであるべきである。
- ガバナンスの取極めは、利益相反の可能性を特定し、それに対応するものであるべきである。利益相反は、例えば、取引情報蓄積機関の固有かつ公的な役割と自身の商業利益の間で、特に取引情報蓄積機関が記録管理以外のサービスを提供している場合に生じ得るほか、様々な参加者、リンクを行う市場インフラやサービス提供主体の商業利益の間で生じ得る。
- ガバナンスの取極めは、取引情報蓄積機関による信頼性の高いデータの実効的な配信を確保するための強固な仕組みを支えることにより、関係当局および公衆が、店頭デリバティブ市場が広く金融システムにもたらす潜在的なリスクをモニタリングし理解する能力に、貢献するものであるべきである。
- ガバナンスの取極めは、取引情報蓄積機関が、関連店頭デリバティブ商品の取引情報の記録・報告にかかる市場標準に沿って役割を果たすことを確保するものであるべきである。
- 取引情報蓄積機関のガバナンスの取極めにおいて、バイサイドとセルサイド

を含む利用者は、公平に代表されるべきである。

- ガバナンスの取極めは、明確に規定され、公表されるべきである。
- ガバナンスの取極めは、取引情報蓄積機関が、秘密情報の不正利用や知的所有権の侵害を防止するための、適切な内部統制を備えていることを確保するものであるべきである。
- 取引情報蓄積機関の経営陣と取締役会は、取引情報蓄積機関の運営およびガバナンスにおける責務を果たすうえで必要な技能および専門知識を備えているべきである。

5. アクセスおよび参加

取引情報蓄積機関は、参加または接続を希望する市場参加者、市場インフラ、その他サービス提供主体による、公正かつ開かれた形でのアクセスまたは参加が可能となるよう、客観的で公表されたアクセス基準および参加基準を設けるべきである。取引情報蓄積機関は、参加者やリンクを行う主体が強固な業務運行能力および内部統制を持つことを求めるべきである。リスク以外の根拠でアクセスまたは参加を制限する要件は回避されるべきである。

- 店頭デリバティブ取引の記録を管理するための中心的な仕組みとして、幅広い利害関係者にとって、取引情報蓄積機関のサービスを実効的に利用できることが重要となっている。こうした主体には、取引情報蓄積機関に取引情報を蓄積する市場参加者、取引情報蓄積機関に記録されている取引情報を基にサービスを提供しようとするサービス提供主体、取引情報蓄積機関に取引データを送信できる主体（例えば、取引所、電子取引システム、約定確認照合システム）、その他の市場インフラ（例えば、清算機関、資金決済システム）が含まれる。
- 取引情報蓄積機関は、その使命の一環として、店頭デリバティブ取引の取引情報の記録・報告にかかる市場のニーズにすべからく対応することを目指すべきである。
- 取引情報蓄積機関は、市場で広く受容されている技術によるアクセスを可能とすることで、開かれた形での利用を認めるべきである。
- 取引情報蓄積機関は、特に、参加者やリンクを行う主体が適切な運行能力を持ち、取引情報蓄積機関の機能にリスクをもたらさないように、アクセス要件および参加要件を設定すべきである。こうしたアクセス要件および参加要

件は、明確に規定され、公表されるほか、取引情報蓄積機関によって継続的に点検されるべきである。

- アクセスの拒否は、リスクに関する基準によってのみ行われるべきである。
- 取引情報蓄積機関は、非差別的な慣行を採用し、サービスを公正かつ合理的な条件で利用可能とし、そうした条件を、市場インフラやサービス提供主体を含む、取引情報蓄積機関のサービス利用者全般に整合的に適用すべきである。それらの先が潜在的に競合するサービスを提供しているか否かに関らず、市場インフラやサービス提供主体に対して、抱き合わせ販売、非競争条項や独占条項を含む契約、過度に制限的な利用条件、競争阻害的な価格差別などの、競争を阻害する慣行を課すべきではない。
- 取引情報蓄積機関が補完的なポストトレード処理サービスを提供している場合、そうしたサービスは記録管理機能から切り離して利用可能とし、利用者が取引情報蓄積機関の提供する一連のサービスから必要なサービスを選択的に活用できるようにすべきである。
- 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積機関への取引情報集中化の結果としてポストトレード処理における競争およびイノベーションが阻害されないよう、依頼があった場合には、対象商品の清算・決済サービスを提供する他の主体との相互接続に対応することを目指すべきである。そうしたリンクに伴うリスクは、適切に管理する必要がある（考慮事項8参照）。
- 取引情報蓄積機関がグローバルな市場を対象としている場合、公正かつ開かれたアクセスおよび参加を目指す一環として、稼働時間について検討すべきである。

6. データの保護

取引情報蓄積機関は、情報の機密性および完全性を確保するために、適切な方針および手続を導入し、十分な資源を投入すべきである。また、取引情報蓄積機関は、滅失や情報漏洩からデータを保護するために、強固なシステム制御および安全措置を持つべきである。

- 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積機関に記録されている取引情報の正確性、完全性および機密性を確保するため、データの伝達、取扱および保護にかかる高品質のシステム上の安全措置および制御を備えているべきである。
- 取引情報蓄積機関は、滅失、情報漏洩、不正アクセスのほか、過失、不正行

為、管理不備、記録管理上の不備、顧客の利益保護の不首尾など、処理面でのリスクから、データを保護すべきである。

- 取引情報蓄積機関が負う義務は、取引情報蓄積機関のサービスの利用に伴う潜在的な悪影響（例えば、データ滅失）から利用者を保護する十分なインセンティブを取引情報蓄積機関に与えるよう、規定されるべきである。同時に、取引情報蓄積機関の契約上の取極めは、取引情報蓄積機関による業務の継続が脅かされないよう、取引情報蓄積機関に免責を認めるものであるべきである。そうした目的に照らし、取引情報蓄積機関は、保険の仕組みの利用などの適切な管理や保護を設定すべきである。

7. タイムリーな記録管理

取引情報蓄積機関は、参加者から受け取った取引情報を速やかに記録すべきである。取引情報蓄積機関は、データの正確性および速報性を確保するため、その後のポストトレード・イベントの結果として生じる記録済取引情報の変更を記録するための、タイムリーかつ効率的な記録管理手続を採用すべきである。

- 取引情報蓄積機関は、参加者から受け取った取引情報を、理想的にはリアルタイムで、少なくとも同営業日中に、中央登録簿に記録すべきである。
- 取引情報蓄積機関は、（取引情報蓄積機関自身または他のサービス提供主体が）データを後続処理に利用できるように、適切な手続およびスケジュールを持つべきである。

8. リンクにおけるリスク

国内外の他の取引情報蓄積機関、市場インフラまたはサービス提供主体とリンクを構築する取引情報蓄積機関は、生じ得るリスクの潜在的な源を評価し、リンクの設計および運行に伴うリスクが慎重な方法で継続的に管理されていることを確保すべきである。リンクを行う主体に関係する当局間の協力・協調のための枠組みが存在すべきである。

- 取引情報蓄積機関が行うリンクには、取引情報蓄積機関間の水平的なリンクに加え、清算機関、証券保管振替機関、資金決済システム、取引所、電子取

引システム、他の市場インフラ、サービス提供主体など、幅広い主体との垂直的なリンクが含まれる。

- 取引情報蓄積機関は、国内外の他の取引情報蓄積機関、市場インフラまたはサービス提供主体との間のリンクに関して適切にリスクの低減を図るべきである。取引情報蓄積機関は、必要に応じて、リンクを行う市場インフラやサービス提供主体との間で、必要な照合について連携すべきである。
- 情報共有や役割分担に関する規定を含め、リンクを行う主体の関係当局間の協力・協調のための枠組みが必要である。

9. 通信手順および標準

取引情報蓄積機関は、効率的、正確かつ信頼性の高い取引情報の交換および記録を容易にするために、関連する国際通信手順と標準を利用し、またはこれらに対応すべきである。

- 統合的な通信手順および標準（メッセージのほか、デリバティブ商品、取引当事者、参照債務・組織の識別に関するもの）は、取引情報蓄積機関が他の取引情報蓄積機関との相互運用や、他の市場インフラまたはサービス提供主体との相互接続を実効的に行うため、また取引情報の統合的な公表および監督当局への報告を促すために欠かせないものである。
- 取引情報蓄積機関の参加者は世界の様々な国・地域に所在する可能性が高いことを前提とすると、取引情報蓄積機関は、データ報告、アクセス、その他情報伝達のために、統合的な通信手順および標準を採用すべきである。
- 取引情報蓄積機関は、オープン技術を用いたアーキテクチャを採用し、データの表現方法、アプリケーション・インターフェース、通信リンクについて、統合的な業界標準を利用すべきである。これは、他の市場インフラやサービス提供主体との間の技術的な相互接続を確保するものである。
- 取引情報蓄積機関のシステムは、取引情報の交換を、市場参加者と直接行うだけでなく、取引所、電子取引システム、約定確認照合システム、清算機関、関連取引情報を有する他のサービス提供主体など、多数の主体との間で行うことが可能であるべきである。

10. 効率性

取引情報蓄積機関は、安全で確実な運行を維持する一方、利用者の要求を満たし、他の取引情報蓄積機関との相互運用や、他の市場インフラまたはサービス提供主体との相互接続を構築するにあたって、コスト面で効率的であるべきである。

- 効率性は、対象となる市場区分やアセットクラスにおいて取引情報蓄積サービスを（潜在的に）提供する主体の数が限られているような状況において、特に重要である。
- 取引情報蓄積機関は、サービス水準、コスト、料金設定および運行面の信頼性を定期的に点検するための具体的な仕組みを持つべきである。取引情報蓄積機関の効率的な機能の確保は、第一義的には取引情報蓄積機関の責務だが、監督当局による点検も考えられる。
- 取引情報蓄積機関がコスト面で効率的であることは、市場参加者が当該サービスを利用することを促す。取引情報蓄積機関の料金は、公正かつ合理的であるべきである。取引情報蓄積機関の規則は、競争を促進し、差別を防止し、イノベーションおよび取引情報蓄積機関の利用を促進するため、提供するサービスにかかる価格、レート、その他の料金の一覧表を開示するものであるべきである。取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積サービスの料金を、記録管理機能を補完する他のサービスの料金と一括りにすべきではない。
- 取引情報蓄積機関は、安全で確実な運行を維持する一方、相互運用性を確保するにあたってコスト面で効率的であるべきであり、これは特に、対象となるアセットクラスに複数の取引情報蓄積機関が存在する場合にそうである。取引情報蓄積機関は、他の市場インフラやサービス提供主体とどのように連携するかについて検討すべきである。

11. サービスの透明性

取引情報蓄積機関は、市場参加者がサービスの利用に伴うリスクとコストを特定し正確に評価できるよう、自身のサービスに関する十分な情報を提供すべきである。

- 取引情報蓄積機関は、サービスの透明性を高めることで、その安全性と効率性に対する市場参加者の信頼を培うことができる。

- 市場参加者が取引情報蓄積機関のリスクとコストを特定し評価するための情報には、規則、規制、関連法、ガバナンス手続、リスク、リスク削減措置、参加者との間の権利義務、取引情報蓄積機関とリンクしている主体との間の権利義務、サービスの利用に伴うコストなどがある。
- 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積機関のサービスの利用に生じ得る影響を市場参加者が予測し評価できるよう、規則、サービスおよび運行に重要な変更を加える前に、計画されている変更に関する十分な情報を公表すべきである。
- 取引情報蓄積機関は、補完サービスにかかる料金や割引・割戻しを含む、すべての料金を公表すべきである。

12. 監督とオーバーサイト

取引情報蓄積機関は、透明で実効的な監督とオーバーサイトに服すべきである。国内的にも国際的にも、関係当局は相互に協力すべきである。

- 関係当局²は、監督とオーバーサイトに関する責務を実効的に果たすための能力と資源を持つべきである。監督とオーバーサイトは、確りした法的・制度的枠組みを持つべきである。
- 関係当局は、取引情報蓄積機関の運行や、取引情報蓄積機関間のリンクおよび取引情報蓄積機関と他の市場インフラとのリンクの運営が、安全で効率的なものとなるように、国内的にも国際的にも、相互に協力すべきである。
- 協力は、取引情報蓄積機関を管轄する当局（例えば、取引情報蓄積機関の所在国の当局）の責務のほか、他の当局の取引情報蓄積機関に対する関連度合いを、関連法が許容する範囲内で、反映すべきである。
- 監督とオーバーサイトに関する責務を実効的に果たすことを可能にするため、関係当局は、取引情報蓄積機関の規則、サービス、運行に関する必要な情報のほか、取引情報蓄積機関に記録されている取引データにアクセス可能であるべきである。規則、サービスおよび運行について計画されている重要な変更は、変更前に、取引情報蓄積機関を管轄する当局に通知され、必要に

² 本報告書において、「関係当局」とは、中央銀行、証券・市場監督当局、市場参加者の監督当局など、金融セクターにかかる公的当局を指す。「関係当局」には、取引情報蓄積機関を管轄する当局（例えば、取引情報蓄積機関の所在国の当局）のほか、取引情報蓄積機関に関連を有する他の当局も含まれる。

応じて認可されるべきである。通知を受けた当局は、他の関係当局が必要な情報を受け取ることを確保する責任がある。

- 関係当局は、取引情報蓄積機関に関する目標、責務、役割、重要な政策を明確に規定し、公表すべきである。
- 金融セクターの様々な業態が取引情報蓄積機関に参加し取引情報を入力している場合などに、関係当局が業態の枠を超えて協調する必要があると得る。
- 特に取引情報蓄積機関の活動がグローバルにわたる可能性を前提とすると、関係当局の情報共有のニーズを画定する際には、関係当局の様々な関心および責務が考慮されるべきである。
- 取引情報蓄積機関は検査の対象となるべきであり、検査を行う権限を持つ当局が複数存在する場合には、関連法規制に従い、協力して行われるべきである。検査への他の関係当局の参加は、取引情報蓄積機関を管轄する当局との間の合意に基づき、関連法規制に従って行われるべきである。

以 上